

水道法改正に伴う条例改正について

(指定給水装置工事事業者制度)

【平成８年以前】

柏市内に事業所がないと指定を受けられなかった。

【平成８年】

水道法改正により、全国どこの事業所でも国の指定の要件を満たせば柏市の指定給水装置工事事業者となれる。

しかし、指定の有効期限がないため、業者からの申し出が無い限り、廃止、休止の状況の確認が取れず、その実態を把握することが困難であった。

【平成３０年】

水道法改正によりこの指定給水装置工事事業者制度に５年ごとの更新制度が導入された。

【今後すべきこと】

１ ２月議会にて条例の改正等を行う予定